

---

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！  
**日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース**  
第 31 号 (2012 年 5 月 18 日)

---

**第 3 次訴訟が結審。判決言  
い渡しは、9 月 11 日午後 1 時  
15 分から東京地裁 703 号法廷  
で行われます！  
7 月 14 日の公開シンポジウ  
ムにご参加をお願いします！**

目 次

- 1 頁 結審報告・判決呼びかけ
- 2 ~ 4 頁 求める会声明
- 5 頁 田中宏さん意見陳述  
~ 7 頁
- 7 頁 李鶴来さん朝日新聞投稿記事
- 8 頁 報告集会での発言要旨  
~ 10 頁
- 11 頁 札幌市議会意見書
- 12 頁 公開シンポジウム案内

3 月 6 日、日韓会談文書開示請求第 3 次訴訟の第 15 回口頭弁論が行われ、結審となりました。法廷には予想を越える約 30 人の傍聴者が詰めかけ、配布資料が足りなくなるほどでした。請求人を代表して裁判を闘ってきた原告も、韓国・新潟・京都から駆けつけました。

最終準備書面の陳述の後、原告の一人である共同代表の田中宏さんが意見陳述しました。田中さんの陳述書は事前に裁判所と被告・国に送付してありましたが、驚くべきことに、国はこの意見書にも表現の訂正を申し入れるなど、どこまでも不遜極まりない訴訟態度でした。田中さんは意見陳述に入る前に、国に対して「私の陳述書の細かいところに意見するくらいなら、不開示にした文書を別のところでは開示するようないい加減なことをするな」と厳しく批判しました。

韓国では被害者らが提起した日韓会談文書公開請求訴訟で原告が勝訴したことを受け、2005 年に韓国政府が日韓会談文書を「墨ぬり」なしで全面公開。韓国政府は文書を検討した結果、「慰安婦問題は 1965 年の日韓請求権協定では解決していない」と宣言せざるをえなくなりました。翻って日本ではどうでしょうか。田中さんが陳述で「『30 年ルール』（作成後 30 年を経た外交文書は原則公開）をはるかに超えても日韓会談文書を公開しないことの不毛さを知るべき」と批判した通り、自ら定めたルールさえ踏みにじています。

当日、「日韓会談文書・全面公開を求める会」は「戦争および植民地支配に対する日本の責任問題は日韓請求権協定で解決していません」という声明を発表しました。私たちは、判決を待つことなく、情報を隠し、被害者への補償から逃げ続けている日本政府を追及する取り組みを一層強化するつもりです。

判決は奇（く）しくも 9 月 11 日となりました。7 月 14 日には韓国から金昌録教授を迎えて「戦後補償問題は本当に日韓請求権協定で解決したのか？」と題して、公開シンポジウムも開催します。判決並びにシンポへのご参加ご支援をよろしく申し上げます。

**日韓会談文書公開請求第 3 次訴訟・判決言渡し**

9 月 11 日 (火) 午後 1 時 15 分 ~ 東京地裁 703 号法廷

終了後、簡単な総括集会を開催する予定です。

## 戦争および植民地支配に対する日本の責任問題は 日韓請求権協定で解決していません

2005年に韓国で約3万6千枚の日韓国交正常化交渉関連公文書等(以下、日韓会談文書)の全面開示がなされたことを受けて、日韓会談文書・全面公開を求める会(以下、本会)は2005年12月の結成以来、3次にわたる提訴を含む、日韓会談文書の開示請求活動を続け、現在までに約6万枚の文書の所在を確認しました。それらの文書のなかには竹島、請求権、文化財などについて多くの不開示部分が含まれていますが、本会をはじめとする研究者、弁護士らが日韓双方の文書を検討してきました。

2011年8月に韓国憲法裁判所が下した決定により、とりわけ日本軍「慰安婦」および韓国人被爆者に対する賠償問題と「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(以下、日韓請求権協定)との関係が注目されました。しかしながら、日本政府はこれらの問題が「日韓請求権協定で解決済み」であるという従来の主張を繰り返しています。

このような現状を踏まえて、本会は1965年6月に締結された日韓請求権協定をもって、戦争犯罪および人道に対する罪を含む、戦争や植民地支配に対する日本の責任問題が解決されていないという見解を明らかにするとともに、日本政府が「日韓請求権協定で解決済み」とする見解を見直し、この問題に真摯に取り組むべきことを要求します。

**1. 日韓請求権交渉は戦争や植民地支配に起因する賠償問題を議論したものではありません。**

日韓国交正常化交渉(以下、日韓会談)における請求権交渉は、1951年9月に締結された対日平和条約第4条(a)に規定されたものです。この条文により、日韓間の請求権の処理は「両国間の特別取極」によって行なわれることになりました。ここでいう請求権の内容は「領土の分離・分割に伴う財政上および民事上の請求権」(大韓民国政府『韓日会談白書』)でした。すなわち、第4条はかつて日本が支配していた地域と日本との間における財産および請求権についての当事者間交渉を規定するもので、戦争や植民地支配に起因する賠償問題を議論する規定ではありません。

周知の通り、同条約における戦争賠償についての規定は第14条です。韓国政府が憲法前文でその法統を主張する大韓民国臨時政府は、アジア・太平洋戦争当時に対日宣戦布告を行ないました。しかし、対日平和条約はそのような韓国側の立場を認めていません。

**2. 日韓請求権交渉では戦争や植民地支配に起因する被害に対する補償が議論されませんでした。**

日韓請求権交渉では、当初日本は在朝日本人財産に対する請求権を主張し、韓国側の請求権との相殺または減殺を図ろうとしました。しかし、米軍政府による日本財産の効力を承認するという対日平和条約第4条(b)により、その主張は認められませんでした。しかも、韓国側が主張した「対日請求8項目」についても、実質的に議論されたのは1960年10月か

ら 1962 年 3 月までのうち、約 1 年足らずであり、資料対照が行なわれたのは公式会合でわずか 4 回だけでした。

この請求権の議論のなかで、韓国側が主張した個人請求権も扱われました。しかし、その請求権の内容は未払い金、供託金、労働時の負傷や死亡に対する補償金などでした。すなわち、戦争や植民地支配に起因する朝鮮人の被害については議論されませんでした。

### 3 . 日韓基本条約および諸協定で、日本政府は戦争や植民地支配に起因する朝鮮人の被害に対する責任を一切認めませんでした。

日韓基本関係交渉では日本の植民地支配の合法性が議論されました。韓国側は 1910 年 8 月の「韓国併合」以前の諸条約が当初から無効であると主張しました。しかし、日本側はそれらがいずれも国際法上合法であったと主張し続けました。その結果、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」(日韓基本条約)第 2 条はこれらの諸条約が 1965 年の時点で「もはや無効」という曖昧な条文になりました。

そして、請求権、在日朝鮮人の法的地位、文化財などについての協定が締結されました。しかし、いずれにも日本が朝鮮を植民地支配したことについて、その誤りを認めたり、謝罪をしたり、反省をしたりする文言は一切含まれませんでした。会議録および条文化作業についての諸文書を検討すると、韓国側がそのような文言の挿入を試みたのに対し、日本側が一貫して拒絶したことが分かります。日本がこうした文言を認めたのは、1972 年 9 月の日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明(日中共同声明)および 2002 年 9 月の日朝平壤宣言においてでした。

### 4 . 日韓国交正常化以後、外務省は個人の権利消滅について曖昧な見解を示してきました。

日韓請求権協定第 2 条 1 で「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第 4 条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」とされています。外務省はこの条文の解釈について、「財産、権利および利益」ならびに「請求権」に関する外交保護権を相互に放棄したものにすぎないと国会で答弁してきました。

ところが、1999 年 7 月にカルフォルニア州法としてヘイデン法が成立し、米国での裁判が始まると、日本政府は外交保護権の放棄に加えて、当該国およびその国民が相手国個人による請求に応じる義務はないとする見解を新たに示しました。このように、日本政府は個人の権利の存在を曖昧にしたまま、請求権問題が「日韓請求権協定で解決済み」と主張しています。

### 5 . 朝鮮人被害者は現在も救済されていません。

日韓国交正常化以後、韓国において補完的な補償措置が実施されました。しかし、朴正熙政権期の措置は財産補償と死亡者に対する弔慰金に限定された、きわめて不十分なものでした。盧武鉉政権期の過去清算事業の一環として、朝鮮人被害者に一定の補償金が支払われましたが、それはあくまで生活保障のための支援金であり、日本側が償うべき戦争や植民地支配による被害に対する賠償ないし補償でないことは言うまでもありません。

日本政府は在日朝鮮人および台湾人元軍人・軍属に対する一時金拠出や「アジア女性基金」設立などの対応をしてきました。しかし、これらはいずれも日本政府の法的責任を認め

る措置ではなかったため、多くの被害者に受け入れられませんでした。

現在の日本政府は 1995 年 8 月 15 日に村山富市首相が発表した「談話」を基礎として、2010 年 8 月 10 日に発表した菅直人首相の「談話」でも「植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛」を認め、それに対する「痛切な反省」も「心からのお詫びの気持ち」も表明しています。しかしながら、日本政府はこれらの「談話」に対応するかたちで、「韓国併合」が合法であったという立場を見直さなければなりません。

2011 年 12 月 7 日の衆議院外務委員会においても、玄葉光一郎外務大臣は、村山談話、菅談話を引き継ぐとしながらも、依然として請求権問題が日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決済みである」としています。今こそ「談話」に示された歴史認識に見合った政策、被害当事者の心に響く政策を打ち出す必要があるのです。

## 結論

日本政府は戦争や植民地支配による朝鮮人被害をめぐる問題が日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決した」とする見解を見直し、村山談話や菅談話に即して、朝鮮植民地支配の不法かつ不当性を認定しなければなりません。そして、その認識を基礎として、日本政府は率先して朝鮮人被害者を救済することにより、被害者の人権を回復させなければなりません。被害者の人権回復は日本政府が戦争および植民地支配に対する歴史的責任を果たすことによって、はじめて実現するのです。

朝鮮人被害者は大韓民国に居住する人々ばかりではありません。日本政府は日朝国交正常化交渉において、朝鮮民主主義人民共和国に居住する人々に対する歴史的責任を果たさなければなりません。

そして、日本政府は、在日朝鮮人の権利状況を改善することにも、積極的に取り組むことで、平和の実現に寄与すべきです。「高校無償化」制度における朝鮮学校差別を無くすとともに、在日朝鮮人の民族的権利を保障しなければなりません。

日本国憲法前文には、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と謳っています。私たちはこの精神に即して、日韓請求権協定によって解決されていない諸問題に真摯に取り組み、戦争および植民地支配に対する歴史的責任を果たすことを、日本政府に要望します。



## 意見陳述(要旨)

田中 宏

- 1 原告の一人として、意見陳述をする。私の略歴、著作、国会での参考人歴、裁判所に提出した意見書リストは、私の意見書(甲127号証)を参照されたい。
- 2 私の原体験は、1962~72年に勤務した留学生世話団体のアジア文化会館でのアジア人留学生との出会いである。1963(昭和38)年11月、千円札が「聖徳太子」から「伊藤博文」に変わった時、東南アジアからの華人留学生から「朝鮮民族の恨みをかけて射殺された伊藤博文を、今になって、なぜ登場させるのか。日本人の歴史認識はどうなっているのか。日々の生活でそれを使う在日コリアンのことを少しは考えたら」と言われた。  
過去とどう向き合い、そこから未来をどう展望するかという問題の大きさを痛感した。この裁判の原告になった理由もそこにある。
- 3 戦後の日本の原点はポツダム宣言の受諾である。ポツダム宣言が引用するカイロ宣言には「朝鮮人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものたらしむる」とあった。日韓併合の前史は、日清戦争戦勝(1895年4月)後の朝鮮王朝皇后閔妃殺害(同年10月)、日露戦争期の竹島編入(1905年2月)、日韓保護条約(同年11月)と続く。日韓保護条約第1条には「日本国政府は在東京外務省に由り今後韓国の外国に対する関係及び事務を監理指揮すべく日本国の外交代表者及び領事は外国における韓国の臣民及び利益を保護すべし」とある。韓国併合条約(1910年8月)第1条には「韓国皇帝陛下は韓国全部に関する一切の統治権を完全且つ永久に日本国皇帝陛下に譲与す」とあり、従って、同条約の相手は、形式は韓国であるものの実質は日本ということになる。しかも、「完全且つ永久に」ということは、離婚しないとの条件付きの婚姻届にも例えられよう。要するに、容易ならざる「過去」という他ない。
- 4 日本の戦後処理に関する基本条約は対日平和条約(サンフランシスコ講和条約)であるが、その講和会議には、朝鮮からは南北いずれの政府も招請されず、別途、二国間で戦後処理することとなり、それが日韓基本条約(及び付属協定)である。対日平和条約の当事国とならなかった国との間では、中華民国との間に日華平和条約(1952年)、日ソ共同宣言(1956年)、そして日韓基本条約(1965年)が締結されるが、いずれにも歴史認識を示す文言は見当たらない。  
しかし、ニクソン・ショックに象徴される米中和解の後に、ようやく成立した日中共同声明(1972年)には「日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えた責任を痛感し、深く反省する」と、初めて歴史認識が盛り込まれた。その延長線上に、日朝平壤宣言(2002年)の「過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した」がある。東西冷戦の真最中では考えられないことである。

5 3次にわたる日韓会談文書公開請求訴訟を通じて、約6万頁の日韓会談文書は公開されたが、それでも黒塗り部分が多い。国は、日韓間の信頼関係を損なうとか、今後の北朝鮮との外交交渉に支障をきたすというのが不開示の理由という。東西冷戦下での日韓会談文書は、かつての時代状況を映した「古証文」にすぎず、公開しても何ら支障はない。当時と現在とでは、状況は大きく変わっており、韓国もそうした認識のもとに2005年に全面公開したと考えられる。

以下、日韓法的地位協定及び日韓請求権協定について具体的に見てみたい。

6 日韓法的地位協定を受けた「入管特別法」(1966年)により、韓国国民は「協定永住」という資格を取得した。その結果、協定永住の取得の有無によって在日コリアンの中に東西冷戦の反映である38度線が持ち込まれた。

しかし、1991年制定の「入管特例法」では、南北朝鮮、台湾の出身者及びその子孫は、一括して「特別永住」者とされ、協定永住者もそこに吸収された。入管特例法の正式名は「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」であり、対日平和条約発効時に遡っている。

在日コリアンの日本国籍喪失については、憲法10条にいう日本国籍の得喪に関する法律主義に反するとの批判がある。

一方、日本の一部には、韓国側との合意のうえの国籍喪失だとの言説がある。しかし、韓国において公開された日韓会談文書には、「在日韓僑の国籍に関する協定要綱」があり、そこには国籍選択案が含まれており、前述の言説は否定された。

入管特例法の制定は、平和条約時にさかのぼることによって、日韓協定による在日コリアンに持ち込まれた「分断」は克服された。そのことは、入管特例法の制定によって入管特別法が廃止されたことに象徴されている。

7 日韓請求権協定には、両国間の請求権問題は「完全かつ最終的に解決された」とある。しかし、それは、東西冷戦下における「政治決着」にすぎず、その後もいくつかの問題が噴出し、日本政府もそれなりの対応をせざるを得なかった。すなわち、サハリン残留韓国人問題、在韓被爆者問題、在日戦傷軍属問題、そして「慰安婦」問題などである。なぜこうした問題が出たのか。外務省OBの須之部量三氏(故人、駐韓大使など歴任)は、「一連の戦後処理を考えると、日本の経済力が本当に復興する以前のことで、どうしても日本の負担を“値切る”ことに重点がかかっていた。今となって見ると、条約的、法的にはたしかに済んだけれども、何か釈然としない。不満が残ってしまう。日本の品格、あるいは“国徳”とでもいうべきものが、望まれながら出てこない」と語っている(外務省広報誌『外交フォーラム』1992年2月号)。沖縄密約に関する吉野文六氏(当時の外務省アメリカ局長)の証言と同じ外交官の“良心”がそこには見られよう。

8 日朝平壤宣言には、すでに請求権問題についての基本的枠組が明らかにされている。すなわち、前述の歴史認識を踏まえただうえで、日本側の北朝鮮側への経済協力について、その方式などについてかなり踏み込んだ表現がとられている。無償資金協力、低利の長期借款、ここまでは日韓協定と同じであるが、その上に「国際機関を通じた人道主義的支援などの経済協力」が掲げられ、さらに「民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施される」となっている。そして、財産、請求権に関しては、日韓協定とは異なって、相互に放棄することもうたわれている。

従って、40数年前の東西冷戦時代の日韓会談文書を公開しても、北朝鮮との交渉に今さら何らかの支障が生ずるとは到底考えられない。

9 一方、韓国では、日韓協定のもつ「不完全」性を踏まえ、さまざまな取組みが進んでいる。その一つが2005年の日韓会談文書の全面公開であり、また、日帝下の日本軍慰安婦に対する生活安定支援法(1993年)、日帝強占下強制動員被害真相究明特別法(2004年)、太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援法(2007年)等を制定し、過去の問題と真剣にむきあおうとしている。

10 日本人は、臭いものに蓋をする、過去を水に流す、ということをよく口にする。日本留学の経験をもつ中国の周恩来総理は、田中角栄首相の歓迎晩餐会でのあいさつで、「前事不忘、後事之師(過去を忘れず、将来の戒めとする)」、との言葉を使った。日本の同盟国だった西独のワイツゼッカー大統領は、戦後40周年の記念演説で「過去に目を閉ざす者は、結局のところ現在にも盲目となります」と説いた。

「30年ルール」をはるかに超えても日韓会談文書を公開しないことの不毛さをこそ知るべきだと思う。司法府に期待するところ大である由縁である。

第3次訴訟原告のお一人である元朝鮮人BC級戦犯者の李鶴来(イ・ハンネ)さんの投稿が4月21日付け朝日新聞「私の視点」欄に掲載されました。

投稿は〒104・8011(住所不変)朝日新聞  
オピニオン部「私の視点」係かsiten@usahi  
.comへ、電子メディアにも収録します。

同進会(韓国元BC級戦犯者)会長



李 鶴来

1942年、私は日本軍の軍医として「徴用」され、生まれ育った韓国南部を後にした。当時、朝鮮半島は日本の植民地支配下であり、全土から集められた約3千人の若者は、捕虜監視員として南方各地へ送られたのである。私の任務は、タイでの連合国捕虜の監視と日幣の世話だった。しかし、「生きて捕虜の辱めを受けず」と教える日本軍は、食糧、医薬品も不十分なまま、過酷な労働に捕虜を従事させた。その結果、多くの命が奪われた。戦後、連合国の戦争裁判は「捕虜虐待の罪」を厳しく問ひ、私たちも「日本人」として、148人が戦犯指定を受け、23人が刑死した。しかし、日本軍の最末端に置かれた朝鮮人捕虜監視員に何ができたろう。B級戦犯とされた私は死刑判決を受け、8カ月を死刑房で過ごした後、減刑され、日本に送還された。計11年に及ぶ服役を終え、56年に釈放されたが、いつ誰のため、何のために死なねばならないのか、そう思った思いが私を捕らえて離さなかった。不条理はそれだけではない。日本政府は「課刑時、日本人だったから」と罪を負わせ、釈放後は「日本国籍がないから」と保護と補償から排除した。孤立無援のまま日本社会に放り出された私たちの生活は困窮を極めた。戦犯指定

された仲間のうち約70人と会を作った助け合ってきたが、ほとんどが鬼籍に入り、現在は6人になった。自殺者も2人いる。故郷を出たとき17歳だった私もすでに87歳。いま求めるのは、亡くなった仲間たちの無念の思いをいささかなりとも償う、日本側としての措置である。最高裁は98年、私たち韓国・朝鮮人のBC級戦犯が、「深刻かつ甚大な犠牲ないし損害」を受けたと認めた。それに先立つ東京高等裁判法でも、「早期解決のため、適切な立法措置を講じることが期待される」と付言している。判決を受けて08年、野党だった民主党が「特定連合国裁判被拘禁者特別給付金支給法案」を国会に提出したが、審議に入る前に衆議院が解散され、廃案となった。私たちは56年、鳩山一郎首相に問題解決を要請して以来、野田佳彦首相にいたるまで、つこう28人の首相に真摯な対応をお願いしてきた。だが、何も解決していない。私たちが一身を引き受けさせられた不条理が、さらに放逐されるのか、焦燥感の中で刑死した仲間が浮かんでくる。もうこれ以上、放置しないでほしい。日本国民の良心と道義心にあらためて訴えるとともに、解決へ向けた超党派での早急な立法を強く願う。

## 無念を償う立法急いで

韓国・朝鮮人戦犯

## 裁判所はきちんと考えてくれると期待したい

東澤靖弁護士（弁護団）

前回9月に裁判をやってから、11月の弁論が飛んでしまい、3月ということによって、ようやく半年振りに皆さんにご参加いただいた。この間にいったい何をやってきたのかというと、色々なまとめに入っていた。弁護団は何もしていなかったわけではなくて、その間に3回か4回、裁判所の会議室で被告国とこちら側が顔を突き合わせて、お互いの主張に漏れがないかどうか、これ以上主張することがないかどうか、さらに裁判所が判決を書くにあたって、今回は文書が大量なので落ちがないかどうか、一々確認する作業をやっていた。その果てに、1000ページ近い被告準備書面17が出されてきた。文書ごとに開示できない理由を述べているもので、ほぼ同じ内容がスタンプで押したように掲載されている。

それに対して、原告準備書面9を出した。昨年8月に、外務省から、「見直した結果、開示します」と追加開示が出されてきたので、その中身を精査していたところ、何でこんなものを隠していたのかというのがぼろぼろ出てきた。それだったら今まで隠していた文書だって同じようなものだろうということを書いた書面だ。さらに準備書面10ということで、原告がこれまで主張してきたことをまとめたものを出して今日は終わった。

正直9月に判決とされたことには少々意外なところがある。これまで裁判所から言われていたことは、なるべく今の3人の合議体のあるうちに判決を書いておきたいということだった。4月に異動してしまうからだ。判決が先になったことをどうとらえるかということについては様々憶測ができるが、我々としては、裁判所はきちんと考えてくれると期待したいと思っている。

判決を待つのではなくそれまでに何ができるのか。例えば裁判所への要請。また、異議申し立てというのを裁判とは別にやっていたが、手続き上不備だと言ってきてそのまま動かなくなっている。これについても実質的なものを求めるのだったら、改めて開示請求と異議申し立てをすればいいじゃないかということもある。この訴訟は歴史の真実を明らかにしていく訴訟なので、訴訟の勝ち負けにこだわるよりは、中身をきちんと政府に明らかにさせていく取り組みを継続してもいいのではないかと考えている。



弁護団長の東澤靖弁護士



## 真実を明らかにしていくことが過去清算の第一歩

太田修（原告・共同代表）

去年6月に私たちはシンポジウムを開催したが、そのときのパネリストの一人の瀬畑源さんが「公文書を使う」という本を出され、今日新幹線の中で読んでいた。明治から今日までの日本の政府が行政文書をどういうふうにして扱ってきたのか、管理してきたのかということがまとめられた本だ。

公文書管理法が去年施行され、やっと日本の政府も行政文書を最低限でも管理できるようになったなと思ったら、原発の色々な会議で議事録が作られていないというようなことがあった。この本を見ると明治から今日までいかにげんだった。敗戦

直後に公文書が大量に廃棄されたということは皆さんご存知だと思うが、そのことに関して瀬畑さんはこういうふうに書いている。「これらの文書の大量焼却、隠匿は、国が戦争についての内外に対する説明責任を放棄したことに他ならない。軍人や官僚、そして政治家は公文書を自分たちのものとして認識してその廃棄や隠匿をためらわなかった。そこには多くの死傷者を出した国民に対する説明責任という考え方が入る余地はなかった」。官僚たちは公文書を自分たちの物としか考えていなかった。市民の物とは考えていなかった。日韓会談文書公開裁判をやってみて、今もやはりそうなのかなという思いを改めてしている。

特に日韓会談文書の公開問題というのは、かつて日本が朝鮮半島に対して行った植民地支配の問題、あるいは植民地支配の下で行われた戦争における多くの被害の問題を、いったいどういうふうにして解放後の日韓会談で処理をしようとしたのか、処理したのかということ、その真実を知ることが重要だということやってきた。過去の問題を考えると、補償の問題ももちろん大切だが、真実を明らかにすることが第一歩だと思う。その真実を日本政府にも認めさせる。それが過去の清算の第一歩なのかなと思っている。真実を明らかにすることを重視して、これからもやっていきたい。



太田修共同代表

## 求める会として「日韓請求権協定で解決済み」に反駁する取り組みを

吉澤文寿（原告・共同代表）

今日来られている小竹弘子さんが2005年の6月、とある集会で声をかけてくださり、「韓国で全面公開された、日本でもやろう」ということで呼びかけて、会はその年の12月に結成された。それで今日まで6年数ヶ月経っている。私もこういう裁判には全然関わったことが無かった人間で、裁判をやるといわれても、実際何をしたらいいか分からず、いろんな人から助けを借りてやってきた。

2007年に一次訴訟で勝利したときは、「あ、勝てるんだ」と正直思った。一緒にやってきた方も「勝てるとは思わなかった」と意外な反応をされ、その時「やってよかった」と正直思った。判決は9月だが、もう一度勝利を経験したいと思う。



吉澤文寿共同代表（右）

この間、情報公開のことも教えてもらいながらやってきた。この訴訟は単なる情報公開訴訟ではなくて、過去清算あるいは、私は最近「植民地支配責任」という言葉をよく使うが、日本が朝鮮をいわゆる植民地化、植民地支配した問題、それによって被害を受けた人たちがいるのであって、そうした人たちの人権を回復するという大きな課題がある。そうしたこともこの運動をやりながら、シンポジウムや学習会という形でいろんな人の意見を聞きながら、勉強をしてきたということがある。

そして去年は3・11があって原発という新しい問題が出てきた。私が住んでいる新潟というところも世界最大規模の原発がある場所であり、原発というのも実は植民地主義である。原発問題に象徴されるような植民地主義の構造は日本にもある。そういうところに新潟の人も気付いてこなかった。福島から避難されている方が一番多いのは実は新潟だ。新潟でもこの問題を真剣に考えよう、柏崎の原発を何とか再稼働させないように差し止めようという裁判が始まるということまで進んでいる。

ただ単に過去清算というと、直接的には植民地支配で被害を被った人たちの問題ということになるが、現在も続いていると思う。繰り返し再生産されているし、現状から言うと歴史認識の問題がどれくらいよくなったかということと全然よくなっていない。東京もそうだし名古屋もそうだし、大阪もそうだ。「悪の枢軸」と言ってもいい。あの人たちの歴史認識を支持する人たちがいる。

日韓会談の文書公開というのは「日韓協定で解決済みだ」という人たちに対して反駁する力を裁判を通して得るものだ。私たちが情報公開だけではなく、「日韓協定で解決済み」という議論に対していかに反駁していくかということと「求める会」としてやっていくべきだろう。日本のどうしようもない歴史認識の状況を少しでも変えるような取り組みを続けて行きたい。

（編集部の責任で発言内容を整理させていただきました）

上記の方以外にも、崔鳳泰（チェ・ボンテ）弁護士（原告）がはるばるこの日のために来日され、朝鮮人BC級戦犯者の李鶴来（イ・ハンネ）さん（原告）、小竹弘子さん（前事務局長）も参加され、ごあいさつをいただきました。紙面の都合上発言内容は割愛させていただきます。



原告の李鶴来さん

3月28日、札幌市議会が「日韓請求権協定に基づく協議に応じること」を日本政府に求める画期的な意見書を採択しましたので以下ご紹介します。

意見書案第9号

## 日韓請求権協定に基づく協議に応じすることを求める意見書

昨年8月30日に韓国憲法裁判所は、韓国人原爆被爆者問題と日本軍「慰安婦」被害者問題について、「日韓会談では協議されていないので未解決であり、韓国政府が、日本政府と解決のための協議を行わないでいるのは、政府に国民の人権を守る義務を課している韓国憲法に違反する」との決定を下した。

これを受けて、韓国外交通商部は9月15日、日本政府に日韓請求権協定に基づく協議を公式に求めたが日本政府は、「日韓請求権協定で解決済み」として協議に応じようとしていない。

同協定は、被害者が日本国に対して有する賠償請求権が、日韓請求権協定第2条第1項（完全かつ最終的に解決条項）によって消滅したか否かに関する日韓両国間の解釈上の紛争がある場合は、同協定第3条が定めた手続き（まず外交上の経路を通じて解決する、それができなかった場合には仲裁委員会をつくる）に沿って解決することとなっており、両国に解釈上の紛争があることは明らかであることから、日本政府は協議に応ずる条約上の義務があると考えられる。

札幌市は一昨年、韓国の大田広域市と姉妹都市提携を締結し、日韓親善に努めているところであるが、政府間レベルでは昨年の日韓首脳会談以降、日韓関係は冷却している。

日韓関係に関して本市議会は、1992年6月に「従軍慰安婦問題に対する公正な施策を求める意見書」を全会一致で可決し、「わが国の真摯な対応が内外から求められている」として、政府に「誠意ある施策を速やかに講ずることを強く要望」した。また、2008年11月に『慰安婦』問題に関する意見書を可決し、政府と国会に「被害者の尊厳回復」と「誠実な対応」を求めた経緯がある。

韓国人原爆被爆者の問題は、裁判等を通して被爆者援護法の同等適用について改善されてきてはいるものの、根本的解決は図られていない。朝鮮人被爆者は広島で5万人、長崎で2万人とされており、全被爆者の約1割である。2008年に韓国憲法裁判所に訴えた被爆者2,745人のうち203人が亡くなっており、この問題の解決も急がれる。

よって、政府においては、韓国政府との協議に応じ、韓国人原爆被爆者問題と「慰安婦」問題の解決に関する協議を早急に開始することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）3月28日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣

（提出者）民主党・市民連合、公明党、日本共産党、市民ネットワーク北海道  
及び市政改革クラブ所属議員全員

【ご案内】

## 公開シンポジウム

「戦後補償問題は本当に日韓請求権協  
定で解決したのか？」

(日時) 7月14日(土) 午後2時～6時(1時半開場)

(場所) 港区立港勤労福祉会館第1洋室(港区芝5-18-2 JR田町駅下車徒歩5分)

(パネリスト) 韓国での公開文書から：<sup>キムチャンノク</sup>金昌録(韓国・慶北大学校法学専門大学院教授)

日本での公開文書から：太田修(同志社大学教授)

国際法の視点から：阿部浩己(神奈川大学法学大学院教授)

慰安婦問題の視点から：<sup>ヤンチンジャ</sup>梁澄子(日本軍「慰安婦」問題解決全国行動2010

共同代表)

コーディネーター：吉澤文寿(新潟国際情報大学教授)

(参加費) 1000円(学生500円)

(賛同金) 一口1000円(何口でも可)

郵便振替 番号 00820-7-102287

名義 日韓会談文書・全面公開を求める会

(主催) 日韓会談文書・全面公開を求める会

(共催) 強制動員真相究明ネットワーク、強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク

終了後、懇親会開催予定

当会のホームページアドレスが変更になりました。(再掲)

旧) <http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>

新) <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>

旧アドレスにアクセスした場合でも新アドレスにジャンプできます。

開示された日韓会談文書も引き続き閲覧できますので、裁判支援ともども今後ともよろしくお願ひします。

## 日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏  
吉澤 文寿

(事務局)

E-mail: [nikkanbunsho@yahoo.co.jp](mailto:nikkanbunsho@yahoo.co.jp)<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>